

# （一社）全国木材組合連合会、全国木材協同組合連合会における 取引適正化推進のための自主行動計画

令和7年12月25日

（一社）全国木材組合連合会  
全国木材協同組合連合会

## 目 次

### 1 取引適正化に係る国の取組

我が国における価格転嫁問題の背景  
下請法等の改正の経緯と内容  
価格転嫁に向けた国の動向  
林野庁「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」の策定  
(令和7年11月)

### 2 自主行動計画策定の目的

木材産業における問題と考えられる取引の事例（林野庁アンケート調査結果）  
自主行動計画の策定  
自主行動計画に期待される効果  
価格転嫁に関する意識改革  
持続的な生産が可能な取引の普及  
取引先への波及

### 3 自主行動計画の具体的な内容

取適法の遵守及びガイドラインに沿った行動（各事業者が取り組む行動）  
全木連、全木協連及び各都道府県木連等が取り組む行動

## 1 取引適正化に係る国の取組

### 我が国における価格転嫁問題の背景

我が国において長く続いたデフレ経済からの脱却のため、政府は賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」を実現することを、令和6年6月21日の「経済財政運営と改革の基本方針2024」において目標として掲げている。

これに先立ち、政府は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日）を策定し、価格交渉促進月間の継続的な推進や取引実態把握、課題の見られる事業者名の公表、パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化などの施策を講じ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日）の策定やフォローアップなどを行ってきた。

他方、春季労使交渉における賃上げ率は、令和6年以降、高い水準となっているものの、近年の急激な物価上昇に対して十分といえない状況である。大幅な賃上げを中小企業や取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資の確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが必要不可欠となっている。

### 下請法等の改正の経緯と内容

このような中、令和7年には、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向けて、規制と支援を強化し、価格転嫁・取引適正化を徹底していくため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和7年法律第41号。令和7年5月23日公布。）により、「下請代金支払遅延等防止法」（通称：下請法。以下「下請法」という。）は「製造受託等に係る中小受託事業者に対する支払の遅延等の防止に関する法律」（通称：取適法。以下「取適法」という。）に、「下請中小企業振興法」は「受託中小企業振興法」（略称：振興法。以下「振興法」という。）に改正された。

取適法では、適用対象の拡大、規制の強化が図られ、題名変更以外の主な改正事項は、

- ① 協議に応じない一方的な価格決定の禁止
- ② 手形払等の禁止
- ③ 適用基準に従業員基準の追加
- ④ 特定運送委託の対象取引への追加
- ⑤ 面的執行の強化

であり、施行日は令和8年1月1日とされている。

これ以外に重要な点として、法律上、対象となる製造委託とは、「物品の販売等を行う事業者が他の事業者に対し、物品等の規格・品質・性能・形状などを指定して製造（加工を含む）を依頼すること」であり、この内容を満たす限り、請負であるか売買であるかといった契約上の形態は問わないとされている。

また、製造委託の対象となる「物品」の解釈が明確化され、これまででは「物品」とは「動産をいい、不動産は含まれない」とされてきたが、今後は「物品」とは「有体物をいう」とされ、建築事業者による建物を構成する資材・部材に用いる木材の製造委託についても対象となることが明示された。なお、電気や熱は「物品」には当たらないとされていることには留意が必要である。

従業員基準の追加については、これまでの資本金の基準に該当しない場合にも、従業員の基準に該当する場合は適用対象とするとされている。従業員基準は、製造委託等については従業員数300人を、役務提供委託等については従業員数100人を基準とし、法律上の委託事業者についてはこの基準を上回る者、中小受託事業者についてはこの基準以下のものをいうこととされている。

今般、新たに対象取引として追加される運送委託については、これまで、元請運送事業者から運送事業者への運送委託が対象取引であったが、取適法では、発荷主が元請運送事業者に対して製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送を委託する取引も新たな対象取引とすることとされているので、これにも留意が必要である。

※詳しい内容は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」  
(令和7年10月1日:公正取引委員会ホームページ <https://www.jftc.go.jp/toriteki/legislation/unyou.html>)  
を参照のこと

なお、取適法は中小受託取引の公正化、中小受託事業者の利益保護を目的としたもので、対象となる取引の種類、対象となる事業者を限定しているが、取適法の対象とならない種類の取引、対象とならない事業者間の取引についても、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（通称：独占禁止法。以下、「独占禁止法」という。）における優越的地位の濫用規制の対象となる場合があり、取引上優越した地位にある事業者が、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは禁止されていることに注意が必要である。

## 価格転嫁に向けた国の動向

前掲の「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「サプライチェー

ン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現する。」とされており、令和7年1月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座対話」では、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう総理大臣から関係大臣に指示が出された。

これを受け、令和7年3月4日、農林水産大臣から農林水産業・食品産業関連業界に向けて「価格転嫁と取引適正化について」というメッセージが発出され、

- ① 下請法違反がないか、業界全体での自主点検を行うこと。仮に違反がある場合には、迅速な不利益の補償や「自発的申出制度」を活用すること。
  - ② 下請法改正法案の成立・施行前から自主的に対応すること。
  - ③ 受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商習慣の見直しを行うこと。
  - ④ 直接の取引先のさらに先まで価格転嫁が可能となる価格決定をすること。  
価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、広く情報発信すること。
  - ⑤ 自主行動計画を策定・遵守するとともに、商慣習の見直し・「パートナーシップ構築宣言」を行う旨を盛り込むなどの改善を図ること。
  - ⑥ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を遵守すること。
- の6項目が要請されている。

また、(一社)全国木材組合連合会(通称:全木連。以下「全木連」という。)及び全国木材協同組合連合会(通称:全木協連。以下「全木協連」という。)に対しては、「価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について」(令和7年3月4日:林野庁林政部木材産業課長通知)が通知され、上記6項目の詳細について解説がなされるとともに、その実施について要請があった。この中で、とりわけ⑤については、「未策定の業界におかれては、自主行動計画の策定について検討を行うこと。」と要請された。

さらに、令和7年9月12日には、農林水産大臣から「価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について(要請)」が通知され、下請法・下請振興法の改正内容に関する会員企業への周知、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃、自主行動計画の策定についての検討などについて改めて要請があった。

こうした中、林野庁は、木材取引の実態や価格転嫁・価格交渉の状況を把握するため、林業・木材産業事業者等に対するアンケート調査として、令和6年12月に「木材取引の現状について」、令和7年6月に「価格転嫁・取引適正化に関する実態調査」を実施した。その結果では、価格交渉・価格転嫁の実施状況は十分とは言い難い状況やサプライチェーンの下流側に行くほど価格決定力

が高い傾向がみられること等が明らかになっている。また、木材の取引においては、長年の取引慣行である等の理由により、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が一部に存在することも報告されている。

### 林野庁「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」の策定（令和7年11月）

林野庁は、上記アンケート調査や、関係する業界団体との意見交換の結果等を踏まえて、林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定し、令和7年11月18日に公表した。このガイドラインでは、林業・木材産業における特徴的な問題や望ましい取引実例が整理されている。

ガイドラインは、木材の取引におけるコンプライアンス強化、木材取引における受注者の経営努力が報われる健全な取引環境の整備、木材取引における発注者の経営努力が報われる健全な取引環境の整備を目的としている。

林業・木材産業は、森林を造成・保育し、立木を伐採して生産された原木を加工し、様々な木材製品を製造・販売する、多数の業界の集合体である。複雑な流通構造の各段階においては、売買や製造・加工委託などの様々な取引形態があるとともに、各事業者は、発注者、受注者どちらの立場にもなり得ることに留意する必要がある。

ガイドラインは、これらの事業者及び取引関係のうち、独占禁止法及び取適法が適用されるものを想定して作成されている。両法の基本的な考え方のうち、ガイドラインの前提となる重要な考え方は以下のとおりとされており、単に取適法の運用のみならず、より幅広い取引の種類と事業者を対象とする独占禁止法の観点からも適正取引を推進することとしていることに留意することが必要である。

- ① 独占禁止法における「優越的地位の濫用」
- ② 取適法における規制対象
- ③ 取適法における委託事業者の義務・禁止行為

この考え方を踏まえ、ガイドラインでは、アンケート等に基づいて把握された事例のうち、独占禁止法や取適法において問題となり得る事例を示し、両法において留意すべき点や望ましい取引の在り方等が整理されているとともに、望ましい取引形態を確立するための事業者、業界団体の取組、ガイドラインの活用方法などが記載されている。

## 2　自主行動計画策定の目的

### 木材産業における問題と考えられる取引の事例（林野庁アンケート調査結果）

林野庁のアンケート調査では、現状の木材の取引に、価格転嫁・取引の適正化を進める上で問題と考えられる実情があることが明らかにされている。

コスト上昇時の価格交渉の実施について、「あまりできなかった」、あるいは、「全くできなかった」と回答した者が全体の1/4以上を占めていることや、このうち価格交渉ができなかった理由として、「交渉を行っても受け入れてもらえないと考え」、あるいは、「交渉を行いたかったが発注量減少や取引停止を恐れ」、交渉を申し入れなかつたためと回答した者が2/3近くを占めている。

また、代金の支払遅延、買いたたきなど、2024年度に発注者から不当に不利益を与えられたとする事例について、152の回答者から、のべ291件の回答があった。その中には、受注者にとって不合理・不利益な商慣習について具体的な事例を回答しているものもある。

このような木材の取引に内在する問題点について、業界全体として関連業界とも連携して改善していく必要がある。

### 自主行動計画の策定

このような木材取引の実情や価格転嫁・取引適正化に向けた国及び産業界全体の動き、農林水産省・林野庁からの要請を踏まえ、今般、全木連及び全木協連は、木材産業における適切な価格転嫁の推進と適正な取引の推進を目的として自主行動計画を策定する。

### 自主行動計画に期待される効果

現在、円安等による物価高騰が賃上げの水準を超えており、可処分所得の縮小に伴い、消費者の消費行動が縮小しているものと考えられ、新築の住宅着工戸数や着工延べ床面積は減少してきている。このため、木材の需要は停滞、縮小しており、これに合わせて木材の生産・供給も停滞、縮小を余儀なくされている。一方で、人手不足の状況は顕著となり、働き手については他産業との奪い合いとなっている状況の中で、社会全体の賃上げの潮流もあって、木材産業においても賃上げは必須の状況となっている。

このような状況にあっては、労務費や光熱費などの上昇は避けられないものとして、供給される木材の価格にこのようなコストの上昇分を転嫁させなければ、産業としての先行きは見通せないものとなっている。木材価格へのコスト

転嫁を進め、転嫁を阻害する商慣習を一掃していくことは、木材産業にとって、まさに急を要する課題である。

全木連及び全木協連として自主行動計画を策定することにより、会員や構成団体・企業等が、今取り組まなければならない行動を認識し、関係する取引先とも連携し協力をいただきつつ、木材業界としてのまとまった行動を展開することで、下記のような効果を生み、この課題の解決が図られることが期待される。

- ・価格転嫁に関する意識改革

受注者・発注者双方において、望ましい取引事例が認識され、さらに受注者においては、価格交渉を行っても受け入れてもらえない、あるいは発注量減少や取引停止を恐れて価格交渉を行わないという自縛自縛的な認識からの脱却が図られる。

- ・持続的な生産が可能な取引の普及

働き手を確保できる賃金や必要な光熱費等をコストとして転嫁することで、品質・数量ともに持続可能な生産が可能となり、個々の取引のみならず、発注者・受注者双方の事業全体の継続性も確保される。

- ・取引先への波及

サプライチェーンの下流側に行くほど価格決定力が高い状況を踏まえ、直接の取引先やサプライチェーンのさらに先の業界に対して、自主行動計画の策定等を促すことにより、サプライチェーン全体の取引の適正化が図られ、上流から下流に至る隅々まで価格転嫁が浸透する。

### 3 自主行動計画の具体的内容

#### 取適法の遵守及びガイドラインに沿った行動（各事業者が取り組む行動）

各事業者に求められるのは、取適法を理解・遵守し、発注者・受注者として、ガイドラインに沿った事業活動を行うことである。

ただし、価格転嫁の重要性を踏まえ、取適法や独占禁止法の規制対象に限定しない幅広い取引を対象として取り組むことにも努めることとする。

具体的には、

#### I 見積・受発注

##### （1）取引価格の決定

- ① 一方的な取引価格の決定とならないように、合理的な根拠に基づいて、受注者と発注者が十分な協議を通じて取引価格を設定する。
- ② コストが適正に反映されない価格決定とならないように、品質や原価、労務費、物流費等の条件を加味しながら、受注者と発注者が十分な協議を通じて取引価格を設定する。
- ③ 通常支払われるべき対価より著しく低い価格による取引とならないように、受注者は金額の根拠を発注者に確認するとともに、品質や原価、物流費等の条件を加味しながら、受注者と発注者が十分に協議を行い、明確な算出根拠に基づく合理的な取引価格を設定する。

## II 納品・支払

### (1) 受入制限・受領拒否

- ① 納入量などの契約条件をあらかじめ双方合意の上決定するとともに、当該条件を記載した書面等により明示する。

### (2) 一方的な発注の取消し、減額

- ① 契約成立後のキャンセルについては、受注者の責めに帰すべき理由がない場合は、発注者は受注者が負担することとなった費用をすべて負担する。
- ② 発注者の都合により仕様変更が生じた場合や、それに伴う価格変更が生じた場合には、あらかじめ発注者と受注者の双方で協議する。
- ③ 発注数量に合わせた生産が行われ、見込み生産が余儀なくされることのないよう、発注者と受注者の双方合意の下、十分なリードタイムを確保した上で、発注数量や取引金額を記載した書面等により明示する。

### (3) 協力金、協賛金等の負担

- ① 協賛金などを徴収する場合には、それらの「経済上の利益」を提供することが、受発注した製品等の販売促進につながるものとして、受注者と発注者の間で十分な協議の下に合意がなされ、その算出根拠、用途、提供の条件等を明確にする。
- ② 必要経費が明確になるよう、売上代金とは別に徴収する。

### (4) 振込手数料の負担

- ① 製品の受発注に当たっては、発注者と受注者の双方で十分協議を行い、支払条件（代金の額、支払期日、物品等を受領する期日等の具体的記載事項）について合意を得ておくこととし、振込手数料は発注者が負担することについても確認の上、当該条件等を書面等により明示する。
- ② 取適法の対象取引においては、振込手数料は、発注者及び受注者の合意の有無にかかわらず、発注者が負担することとなる。

#### （5）配送費用の負担

- ① 納品時の配送については、1回の発送量や運搬形態、積卸し等の作業分担などをあらかじめ発注者と受注者の双方で合意の上、取り決めておく。
- ② 配送経費については、当該条件を加味しながら、受注者と発注者が十分に協議して合理的な経費を設定する。
- ③ 運送事業者に配送を委託する場合は、受注者と運送事業者の双方合意の上、作業範囲を明確にして当該作業に見合った委託代金を設定する。

#### （6）システム利用料の徴収

- ① 現場管理システムの開発費用や発注者が使用する範囲のシステム利用料は、発注者が負担する。
- ② 受注者のシステム利用が見込まれる場合は、利用範囲を明確にした上で、受注者が得る利益の範囲内で必要な料金負担とする。

#### （7）支払期間の長期化

- ① 発注者の資金繰りについても留意し、発注者と受注者の双方合意の上60日を超えない範囲で出来る限り短い期間内に支払日を定める。
- ② 取適法の対象となる取引では、手形による支払及び支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段は禁止されている。

### III 発注者からの要請

#### （1）使用資材の購入強制

- ① 発注者より、資材購入・利用要請があった場合は、当該資材と同等の品質・性能の物品を一般的に入手可能であるか、受注者が必要として

いない資材が含まれていないかなど、当該資材の購入・利用の合理性について、発注者及び受注者が十分に検討・協議する。

#### (2) 役務等の提供

- ① 発注者が受注者に役務等の提供を要請する場合は、提供に係る受注者の労働力と利益との関係を明確にした上で、提供の条件について発注者と受注者の双方であらかじめ合意するとともに、必要な経費は発注者が負担する。

#### (3) 納品後のクレーム対応

- ① 受注者に対し、納品後に、労働力等の提供を要請する際には、発注者は受注者への要請内容と利益との関係を、合理的根拠に基づき明確にした上で受注者の同意を得る。
- ② 受注者の責めに帰すべき理由がない場合、発注者は一方的な理由でやり直しや返品等を要求しない。

### 全木連、全木協連及び各都道府県木連等が取り組む行動

#### (1) 全木連及び全木協連の取組

- ① 価格転嫁や取引適正化を推進するため、本自主行動計画に関し、各都道府県木連等と連携して様々な場を通じて周知徹底に努める。
- ② 各都道府県木連や傘下の会員から望ましい取引事例の収集を行い、その周知を図るとともに、林野庁をはじめとする関係省庁や各業界団体等と連携して、取引事例のベストプラクティスの共有に努める。
- ③ ①、②について、研修会や説明会を都道府県木連等と連携して実施する。
- ④ 取引先及びサプライチェーンのさらに先の業界の中央団体に対し、全木連及び全木協連の自主行動計画を通知し、当該業界の自主行動計画との連携を図るとともに、協力を働きかける。
- ⑤ 相談員を全木連及び全木協連事務局内に置く。当面は、窓口サービスとして、取適法や振興法の相談窓口、林野庁木材産業課のほか、相談の内容に応じ、「取引かけこみ寺」等を紹介する。
- ⑥ 傘下の会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進するため、会員企業に向けて周知啓発と宣言の要請を行うこととします。

※「パートナーシップ構築宣言」とは、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取組です。企業は代表者の名前で、「サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン調達等）」「振興基準（注。下請け企業との望ましい取引慣行）の遵守」に重点的に取り組むことを宣言します（中小企業庁ホームページから）

パートナーシップ構築宣言及び農業・林業の分野の専業企業についてはそれぞれ下記を参照のこと

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/>

登録企業リスト：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

[\(https://www.biz-partnership.jp/list.php\)](https://www.biz-partnership.jp/list.php)

## （2）各都道府県木連等の取組

- ① 全木連及び全木協連と連携して、本自主行動計画の周知徹底に努めるとともに、研修等を通じてその徹底を図る。
- ② 傘下の会員から望ましい取引の事例収集を行い、その周知を図るとともに、全木連及び全木協連にも通知する。
- ③ ①、②について、研修会や説明会を全木連及び全木協連と連携して実施する。
- ④ 取引先及びサプライチェーンのさらに先の業界の都道府県団体に対し、全木連及び全木協連の自主行動計画を通知し、当該業界の自主行動計画との連携を図るとともに、協力を働きかける。